

令和6年度 第3回 宮城県再犯防止推進懇話会
議事録

日時：令和7年2月12日（水）

午後3時から午後4時30分まで

会場：みやぎハートフルセンター3階 中会議室

1 出席者

（懇話会委員）

半澤利一 委員（会長）、宇田川尚子 委員（副会長）、宮腰英洋 委員（副会長）、内山博之 委員、小野精華 委員、桑名純子 委員、小林由美子 委員、佐々木正勝 委員、佐藤凡人 委員、佐藤学 委員、鈴木香奈子 委員代理、高橋宏之 委員、当摩敏広 委員、栃木明日香 委員、平間佳子 委員、綿引久一郎 委員

（懇話会オブザーバー等）

中濱雅則 仙台矯正管区成人矯正第二課長、楨和樹 仙台市健康福祉局地域福祉部社会課地域福祉係主任、齋藤利浩 宮城県警察本部生活安全部県民安全対策課課長補佐、齋藤清志 宮城県警察本部生活安全部少年課課長補佐、日下彩子 宮城県経済商工観光部雇用対策課主幹（班長）、赤間智美 宮城県環境生活部共同参画社会推進課主幹（班長）

（事務局）

宮城県保健福祉部社会福祉課 相原幹司 課長、碓井聡 社会福祉指導監査担当課長、団体指導班 羽柴功子 主任主査（班長）、佐藤尚大 主事

（欠席者）

大内伸俊 委員、小林定明 委員、佐竹忠将 委員、山本亮 委員、佐藤大成 宮城県土木部住宅課技術主幹（班長）

2 議事

- ・第二次宮城県再犯防止推進計画の最終案について

3 配付資料

- ・次第
- ・名簿
- ・座席表

- ・宮城県再犯防止推進懇話会設置要綱
- ・資料1 第二次宮城県再犯防止推進計画 最終案
- ・資料2 パブリックコメントの結果について

4 概要

(1) 開会

【司会：羽柴班長】

本懇話会は、第二次宮城県再犯防止推進計画の策定に当たり、広く有識者から意見聴取を行うために設置したもので、宮城県情報公開条例に基づき、公開により進める旨が説明された。

(2) 挨拶

【相原課長】

第2回懇話会でいただいた御意見を踏まえ、パブリックコメントを実施した。目標に対する課題や保護司のなり手不足解消に向けた要望が挙がり、これらを念頭に事業を展開したい。

最終案では参考資料の充実にも努め、県民の皆様の関心を引くような内容を盛り込んだ。また、本懇話会では仙台矯正管区から刑務所作業製品の御紹介をいただく予定。これまで御協力をいただいた皆様に、改めて感謝申し上げます。

次年度以降は「宮城県再犯防止推進ネットワーク会議」等を通じて連携を深める予定。矯正施設内での取組や、計画期間中の事業に対する要望等、幅広い御意見を頂戴したい。

【司会：羽柴班長】

会長に議事進行を引き継ぐ。

(3) 議事

【半澤会長】

本日は御参集いただき感謝する。第二次宮城県再犯防止推進計画の策定作業は完結し、県民の皆様にお示しする段階にある。ついては、本県の再犯防止推進に向けた取組について、御参加の皆様から御批評・御説明いただきたい。また、仙台矯正管区の御協力で、キャピック製品を展示しており、施設内の処遇の実情等について御説明いただく予定。円滑な会議の進行に御協力いただきたい。

それでは、第二次宮城県再度防止推進計画（最終案）について、事務局から御説明いただきたい。

【碓井担当課長】

第2回懇話会から本日に至るまでの経過と、最終案について説明させていただく。

○本日までの取組状況

令和6年12月18日から令和7年1月17日までパブリックコメントを実施、数値目標について1件、重点課題について6件、合計7件の御意見を頂戴した。内容は関連する事業の充実強化や、関係機関相互の連携強化について、取組を奨励する旨の御意見だと承知している。来年度以降は、「宮城県再犯防止推進ネットワーク会議」を開催し、計画の進行管理、関係機関の連携強化を実施予定。本会議を通じて、再犯防止推進に向けた取組、相互連携の可能性を模索し、活かしてまいりたい。また、パブリックコメントと並行して、県内市町村にも意見照会を実施したが意見はなかった。

あわせて、令和6年12月10日に宮城県議会環境福祉委員会にて、本計画中間案の報告を行った。委員からは、市町村の再犯防止推進計画数を全市町村（35市町村）にしてはどうかといった質問や、犯罪を繰り返す背景にある虐待や、障害、孤立、境界知能に目を向けた支援等を行ってほしいとの御意見をいただいた。

市町村の計画策定数は、現状を踏まえて設定したものであるが、一つでも多くの市町村に、計画を策定していただきたいと考えている。また、「罪を繰り返す方々の背景にあるもの」という点についても、福祉の視点を取り入れながら対応してまいりたい。

○最終案について

主な変更点は次のとおり。

- ・知事あいさつ、目次の追加。
- ・9ページに宮城県の地域福祉計画として宮城県地域福祉支援計画を参考掲載。
- ・23ページ目の「福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援」の施策の方向性について、福祉的な支援をできるだけ速やかに利用できる環境を整えることが重要なため、スムーズに福祉サービス等につなげる点を強調。
- ・34ページに宮城県再犯防止推進ネットワーク会議の概要を掲載
- ・36ページに仙台矯正管区、青葉女子学園の御協力のもと、青葉女子学園在院者の絵画作品を掲載。市町村をはじめ、県民の皆様にも再犯防止に関心を持っていただきたいこと、このような才能をお持ちの方もいることを御理解いただきたいと考え掲載。
- ・58・59ページに仙台保護観察所、保護司の方々の御協力のもと保護司の手記を掲載した。手記は更生につながった事例、支援が途切れてしまった事例の2例を掲載した。第2回懇話会で、支援する方々に対する支援、「支援者支援」の必要性について御意見を頂戴しており、保護司にクローズアップした手記を掲載した。大津の事件以降、担い手不足などの問題が浮かび上がっているが、手記を掲載することで再犯防止推進の理解促進や支援者支援にも広がりを持つ

と考えた。

○その他

計画には記載していないが、新たな取組として今年度退職する宮城県職員約180名に対して、保護司のパンフレットを配付した。なり手不足の解消や退職後も社会貢献に携わりたいという職員がいれば、ぜひ関心を持ってほしいと考え実施した。来年度以降も継続したい。

【半澤会長】

ただいまの説明について御意見・御質問はあるか。

【宇田川副会長】

34ページの計画の推進体制について、ネットワーク会議の図に個別の団体名が記載されているが、5年間の計画期間中に名称が変更される可能性もある。東北大学、東北福祉大学ともに、引き続き喜んで協力させていただくと思うが、他の大学や団体も入ってくる可能性があるのなら、幅広く関与できる余地を残してもよいのではないか。個別名を書く場合、「〇年〇月時点」という形など、民間団体も含めて再犯防止に関与いただけるように、どんどん追加していくという雰囲気の中で推進体制を組むのも一案かと考える。御検討いただきたい。

【半澤会長】

御意見ありがとうございました。事務局から回答をお願いしたい。

【碓井担当課長】

34ページに書いてあるネットワーク会議の図は、現行計画下をイメージしており、決してメンバーを固定するものではない。今後の5年間で、再犯防止に新しく取り組む団体が出てくることも考えられ、柔軟に対応してまいりたい。名称も、仙台矯正管区が来年度から東北矯正管区に変わることもあり、あわせて柔軟に対応したいと考えている。計画に落とし込むかどうかは検討させていただくが、いずれ幅広く対応したい。

【半澤会長】

ありがとうございました。他に御意見・御質問はあるか。

【宮腰副会長】

計画案23ページの施策の方向性の一つ目について。スムーズな福祉サービスの受給や、タイムラグを無くすという視点は非常に大事だが、障害や高齢を理由とした出所から帰住へのタイムラグを無くすという記述は、障害を持たれた方、高齢の方の帰住先がないとも読める。どちらかといえば、障害福祉サービスや、介護福祉サービスを出所前から調整して、出所時にすぐに受けられるようにするといった文脈で使われることが多いと思うので、こういった取組をイメージしてこのような記述を追加されたのか教えていただきたい。

【碓井担当課長】

具体的なイメージとして、例えば療育手帳の取得を念頭に置いている。矯正施設入所時に、

初めて障害があると気づく場合もあり、矯正施設に在所段階から手帳の取得を進めることができれば、退所後の福祉のサービスにすぐ繋げることができると考えている。これは一例であるが、念頭に置いているところである。

【宮腰副会長】

その場合、出所から帰住へのタイムラグを無くすという表現が若干分かりにくいと感じる。御説明の趣旨とそぐわない面もあると思うので、表現が訂正可能であれば検討いただきたい。

【碓井担当課長】

いただいた御意見について、事務局で検討させていただきたい。

【半澤会長】

ありがとうございます。他に御意見・御質問はあるか。

私から質問させていただく。第二次計画策定において、市町村レベルに施策を下ろしていくことが重要なポイントであり、「支援者支援」の観点も含めて180名の県職員に保護司に関するパンフレット配付し、活動への参加を促していくという意向を伺った。これも踏まえて、更生保護の領域の皆様には大変重要な役割を担っていただいていると考える。今回の取組について、仙台保護観察所の綿引委員から御意見・御質問を頂戴したい。

【綿引委員】

まずは、計画の参考資料として保護司の手記を掲載いただき感謝申し上げます。大津の事件を経験して、保護司の業務は危ないとか、保護観察対象者は何をするか分からないといったイメージが先行するくらいがあった。その中で、保護司と対象者の間では脈々と交流が続いていた事例を載せていただいた。自分が担当した少年少女が元気になって、結婚や就職の報告に来てくれることをやりがいに感じる保護司は多い。そういった方々の声を計画に載せていただいたことは、本当にありがたいことだと感じている。

また、県職員の退職者予定者180名に対して、保護司のパンフレットを配付いただいたことも併せて感謝申し上げます。保護司の認知度自体が低いこともあり、パンフレット等通して保護司という職のやりがい、法律的な位置付けも含めて周知いただくことが非常に重要だと思っている。

30年以上にわたり保護観察所で働いているが、保護観察官や保護司は、自分の力だけでなんとかしなきゃと一人で抱え込むところからスタートする。それが保護観察対象者と相対するときのスタートだと思っており、私もずっと自分の面接をうまくすれば、それだけでなんとかするとの思いで取り組んできた。ただ、それだけでは無理なのは、皆さんが御承知のとおり。北九州のNPO法人抱樸の理事長が、一人のスーパーマンの支援者ではなく、たくさんの人が自分たちのやれるところを無理のない範囲で持ち寄って、一人の人を支援していくことの重要性を訴えていた。これからの再犯防止を考えていくときに必要なことだと考えており、保護観察

所をはじめ、様々な組織や団体が自分たちのやれることを持ち寄ってやっていくことが重要だと認識している。

第二次宮城県再犯防止推進計画について、諸団体の御意見を頂戴しながら計画を策定したこと自体、本当に意義があることだと考える。今後、第三次、第四次計画が策定される中で、ブラッシュアップされていくと思うが、その営みを今後も続けていただければありがたい。

【半澤会長】

宮城東華会の佐藤委員から御意見を伺いたい。

【佐藤委員】

懇話会前に宮城県宅地建物取引業協会の佐々木委員と話をしていたが、更生保護施設を知っていただくことが先決だと思う。不動産業者の方にも更生保護施設を見学してもらい、利用者と話し合うことで再犯の理由も共有できるし、本人たちにとっても「次はない」という決意になると思う。アパートを探すのも、不動産業者等の方々から協力いただいていることを認識してもらいたいと考えており、宮城東華会の一つの目標にもなってくると考える。

また、本計画に居住支援として宮城東華会のことを掲載いただき感謝する。

【半澤会長】

ありがとうございました。佐々木委員から御意見を頂戴したい。佐々木委員には、矯正や福祉とは異なる立場で、第一次計画の協議会から参加いただいている。再犯を抑制して社会復帰を促すためには、刑事施設あるいは少年院を出所・出院した人々の居住の確保が最優先課題と考えられる。居住の確保に関する取組についてお話しいただきたい。

【佐々木委員】

再犯者や出所者に対する、更生施設等退所後の対応が課題となっている。入居に当たって正直に過去を申告する方もいるが、過去を全く隠したまま申し込み、同じようなトラブルが起きたり、あるいは仲間を集めて問題を起こしたり、受け入れ後に所轄の警察から照会を受けて初めて分かることもある。

我々も拒むことが仕事ではなく、救済してあげたいという思いはある。その中でも、特に情報の共有が大切だと考えている。会議前、佐藤委員に入居希望あるいは帰住先を探している方々がどこで暮らして、どのような更生の教育を受けたのか、それも含めて現場を見た方がお役に立てると伝えた。私は疎外感が再犯につながっていると考えており、包摂的な支援と書いてあるとおり、各団体・業界の方々も含めて理解度を深めていくことが、大切なポイントだと思っている。

あまり時間を置かずに宮城東華会にお邪魔をさせていただき、入所者の方々に状況を開いてみたい。普段関わりのない分野の我々の意見を伝えることも、入所者にとっては人生を変えるチャンスになると思っている。これは当協会だけではなく、他の事業者も入れてみんなでやっ

ていく必要があると考えている。

両親や血縁者が近くにいれば保証等の対応もできるが、そうでない場合、家賃保証や身元保証を実施する会社はあっても、再犯者に対する門戸は狭くなってしまふ。そうしたところについて公共的にバックアップがないと、現場では入れたくても入れられないのが現状。

本計画は素晴らしいが、もう一步掘り下げた内容が必要かと考えている。

【半澤会長】

実情に即した御説明ありがとうございます。事務局から御回答いただきたい。

【相原課長】

御意見ありがとうございます。住居確保に関して、現住所が宮城東華会の場合、新たな居住先が見つかりづらいとお話しをいただいた。罪を犯した方が東華会に入った後、円滑に一般のアパートに移行していくことは非常に大事なことだと考える。

国の動きとして、国土交通省と厚生労働省がタッグを組んで、居住支援制度の充実を図っている。住宅確保要配慮者（高齢・障害者等）について、アパートを借りづらい状況の改善に向けて取組を強化しているところ。こうした動きの中で、ある程度の問題は解決されていくものと考えますが、宮城東華会等の施設から一般のアパートに移動する中で、お互いのことをよく知っていくことも大事なことだと考えており、そのような取組を進めていただくことは我々としても非常にありがたいことだと考えている。

【佐藤委員】

宮城東華会から居住支援法人に依頼してそれなりの人数を受け入れてもらっており、ワンファミリー仙台（宮城県地域生活定着支援センター）の小林委員にもかなりお願いしている。居住支援法人に依頼するときは、多くの方の支援があって住むことができることを対象者に説明している。しかし、一人でやっていきたいという人もおり、本人の意向を聞きながらとなると、こちらのペースで進めることができないのも事実。そういった意味でも影響力を広げたいというのが宮城東華会の考え方である。

【半澤会長】

ありがとうございます。それでは、仙台矯正管区から刑務所作業製品について、御紹介いただくこととなっていたので、よろしく願います。

【中濱課長】

本日このような席で説明するお時間をいただき感謝する。刑事施設においては、再犯防止などを目的として実施する矯正処遇の一つとして、刑務作業を行っている。刑務作業は勤労を中心とした規則正しい生活習慣の付与や勤労意欲の醸成などを図りつつ、改善更生の意欲の喚起と社会生活に適用する能力の育成を図るなど、再犯を防止するための重要な施策として展開している。

刑務作業の一形態として、事業部見越作業がある。刑務所作業製品あるいはキャピック製品として、全国の刑事施設で実施している矯正展や大型ショッピングモールなどで実施している即売会などのイベントで販売されている製品を製作する作業である。

事業部見越作業は、製品の製作から完成までの一連の過程を通じて、高度な技術力が養われるのみならず、例えば地域と関連した製品を製作することで、より達成感や就労意力の喚起につながる作業として展開している。例えば、地域の特産品を原材料とした自治体とのコラボ製品であるとか、地元プロスポーツチームなどとコラボした特徴のある製品を製作、販売することによって、作業の効果的な実施に加えて、施設所在自治体等における再犯防止の広報にもつながっている。

また、全国の一部施設等では、県庁や市役所等の関係機関を会場として、再犯防止の広報、それから刑務所作業製品の展示即売会を組み合わせ実施するなど、国と自治体の双方が再犯防止施策に係る広報を行っている例もある。

については、自治体との連携によるコラボ製品の製作であるとか、国・自治体の共同での再犯防止にかかる広報活動等について、宮城県の皆様の御理解と御協力をいただきたく、お時間を頂戴した。国としてこのような施策を検討しているということについて、ご承知いただければ幸いである。

【半澤会長】

御説明ありがとうございました。この件について、皆様から御感想等をいただきたい。

【佐々木委員】

ありがとうございました。とても素晴らしい製品を拝見させていただいた。仙台矯正管区としてふるさと納税の登録はあるのか。

【中濱課長】

仙台矯正管区単体としては実施していない。各都道府県に刑事施設があり、ふるさと納税返礼品に刑務所作業製品を登録している自治体もある。

【佐々木委員】

実施していないのであれば、是非検討していただきたい。

【中濱課長】

機会をいただければ、お話だけでもさせていただきたい。

【佐々木委員】

受刑者の方々は伝統工芸品の職人として日本が誇れるものであり、素晴らしい職人になってほしいと思っている。その一言でも受刑者の目の輝きが変わるのではないかと考えている。

若い方でも高齢の方でも、褒めてもらえなかった方々が罪を犯すことが多い。当方の入居者にも多いが、実際にお会いして良いところ褒めてあげるとパッと変わることがある。疎外感か

ら解放してあげることは、社会としてすごく大事ななことかと思っている。

刑務所作業製品は素晴らしい製品であり、逸品だと思う。私も20年使っているが寸分の狂いもなく、むしろ味わいが出てくる製品なので、ぜひ伝統工芸品の職人になってほしいという声をお届けいただければさらにいいと思う。

【中濱課長】

前向きに検討させていただく。ありがとうございます。

【当摩委員】

刑務所作業製品は材料が良い。本棚や調度品などを使っているが、良いものを作っているという印象がある。

私は刑務作業に協力いただいている事業主の方々や会社を、協力雇用主として迎えたいという気持ちが強くある。(刑務所出所者等について)理解がある企業だと考えており、仙台矯正管区等を中心に働きかけていただきたい。宮城県就労支援事業者機構は宮城東華会の建物に事務所を借りている。収容棟と一緒になので、常に支援対象者と密接に接触ができるし、宮城東華会の職員とも連携・連絡を密にしている。

実際の就労支援の現場は、協力雇用主に活躍していただく場面が多い。県内の雇用主の総会に出席したときに、大津の保護司の事件を受けて、協力雇用主も被害を受けるのではないかといった不安の声があがった。

協力雇用主の開拓を進めるのは本当に難しく、数が確保できず職種も偏りが大きい。すでに協力雇用主に登録済みの事業者も廃業、倒産、世代交代等々で自然に減少していくため新規開拓が大変重要。

そうした中で県、各市町村に啓発活動をやっていただくのは大変ありがたい。不安や偏見からくる差別的意識を解消することは難しい。それを前提に、粘り強く様々な形で開拓をしていくことが必要だ。我々は年間30～50社程開拓しており、今年度も23社くらい開拓が進んでいる。対象者が仕事を求めている、受け入れる事業主がいなければ成り立たないため雇用基盤の整備が必要である。

支援者支援の考え方から協力雇用主に対する表彰制度がある。最高ランクは藍綬褒章、次に法務大臣感謝状、その次に更生保護委員会委員長の感謝状、保護観察所長感謝状、宮城県就労支援事業者機構会長の表彰状が整備されている。

その上で、表彰制度の中に宮城県知事の感謝状を制定していただきたいという気持ちがある。知事感謝状があることは、大きなインパクトがある。保護観察所と協議しているわけではなく、推薦方法も含めて考えることだが、保護司に対する知事感謝状はあるため、協力雇用主に対する知事感謝状も検討していただければありがたい。

【半澤会長】

様々な検討課題を提案いただき、ありがとうございました。事務局から回答いただきたい。

【相原課長】

保護司については知事表彰があり年数等を基に地区の保護司会から推薦いただいているが、協力雇用主については制度の内容も踏まえての対応となるため、検討課題としてお預かりする。

【半澤会長】

ありがとうございました。昨年から第二次宮城県再犯防止推進計画の策定に当たり多くの方に御発言いただいた。刑事施設等を出た者を受け止め、社会復帰を促していく立場の方々から、実情に即したお話をいただいた。また、今年の6月からは拘禁刑が導入される。それらを踏まえて、昨年9月から開催してきた本懇話会も、まとめの段階に近づいてきた。半年間の議論を通じて感じたこと、また、今後5年間の計画期間に向けての御意見などをいただきたい。

まず、私から発言させていただく。宮城東華会の佐藤委員、宮城県宅地建物取引業協会の佐々木委員、宮城県就労支援事業者機構の当摩委員から就労の確保に関する支援、住居の確保に関する支援について実情をお話しいただいた。

計画的には連携を取るためのワーキンググループの図式（宮城県再犯防止推進ネットワーク会議）が描かれているが、個別のケースにおいても想定外の不具合が発生することがある。そこでワーキンググループの小委員会を設置していただきたいと考えている。例えば、住居の確保に関する諸問題について、関係する委員や県の住宅課などが関わり、小グループの形式で円滑な運用に向けた話し合いの場を設けていただければと思う。

【佐々木委員】

精神的な面で支援したい気持ちはあるものの、実際の支援者に対する支援を考えた場合、希薄な面が否めない。法的な整備はなされてきたので、さらに踏み込んで対応を検討していただきたい。例えば、住宅セーフティーネット法では住宅確保要配慮者であることを理由に入居を拒んではならないとされている。受け入れたくない訳ではないが、今の若い世代を中心に、配慮が必要な者を受け入れるのだから、それに見合った手当が欲しいといった考えが生まれてくる。私の会社でも1名受け入れており、何の手当てもなかったが、教育を続けたことで自信を持って仕事に取り組むようになった。しかし、宮城県独自の税制の優遇や給付制度はなく、ボランティアとして協力するにも限界がある。様々な方を受け入れて、安心して就労できる環境を提供したいが、こうした支援が不足している。

50年間不動産関係の仕事をしてきたが、生活保護者も含めて孤独死が多い。原状回復義務や家賃の滞納についても補償がなく、受け入れづらい面がある。就労支援の面でも同じであり、第三セクターによるサポートや補償、税制的な軽減などを県独自で実施していただきたいと考えている。現実的な支援も含みながら表彰制度も取り入れることで協力者は増えると思う。

アイディアはたくさんあるので、また一緒に考えていきたいと思っている。生活保護の方は

代払い方式で我々に直接家賃が入ってくる。ただ現物で支払っている方もおり、そういった方々の滞納は圧倒的に多い。そういった方も救ってあげたいので行政と現場、お互いのメリットを考えていきたい。

【半澤会長】

大変貴重な御意見をありがとうございました。居住確保に関する問題の実情を見ていくと、刑務所出所者の生活態度の問題があり、また生死の問題という大変重い課題があるとうかがった。そこで、弁護士会における補佐開始・補助開始といった成年後見制度や、人権擁護のレベルでの対応、法務少年支援センターにおける成人の方に対する指導対応の面から、各委員が提示した課題に対処いただけると思うが如何か。

【宮腰副会長】

佐々木委員から現場の切実な声をいただき、非常に考えさせられた。弁護士会としても、本人の視点から、人権擁護や支援を常々考えているが、制度上の限界が出てきてしまうことが多い。

例を申し上げれば、刑事弁護人の立場では、刑事裁判の終わりや、不起訴釈放となればそこで途切れてしまう。その後、法的に本人と関わる身分的な補償がなくなってしまう。成年後見についても、契約手続きや入所介護手続きの代行、身上看護のお手伝いもさせていただくが、御本人が亡くなられてしまうとできることは限られる。

そういったところをシームレスに支援をしていくためには各関係機関との連携、例えば成年後見についても、弁護士だけではなく社会福祉士にも入っていただくなど、連携して取り組んでいるのが実情。今後、大家の方々や宅建業者の方々とも、今まで以上に意見交換、情報交換の機会が持てればいいと切に感じる。

いただいた御意見を弁護士会でも持ち帰って、引き続き検討していきたいと思う。ありがとうございました。

【鈴木委員代理】

御意見ありがとうございます。不動産は動かない財産であり、損失の補償や取り替えができないことが、居住支援における難しさであると感じた。法務少年支援センターでも、刑務所や更生施設を出所した方々に関する相談を受けるが、建物への損害等への懸念とあわせて、その先の人間関係が大丈夫であろうかといった相談をいただくことが多い。

相談の前提としては、刑務所などを出所する方は、一般の方とは違い、恐ろしい側面があると捉えられる傾向が強い。ただ、刑務所に入ってしまう方々の多くは、不器用さがあって、何かしらの障害をもっている方が多い。我々の関わり方が彼らの行動そのものにも影響し、犯罪者として関わるのか、助けてあげたいという気持ちで関わるのかによって、相手の対応も変わってくる。そういったところも含めて丁寧に説明しているところである。

【半澤会長】

ありがとうございました。いただきました御意見は次年度以降の課題とさせていただきたい。最後になるが、宇田川副会長から何か御意見はあるか。

【宇田川副会長】

計画の全体像は見えてきたが、これを実施していくことが大事だと思う。方針に異論はないが、個別具体的な話になると課題が出てくると思う。小委員会形式で、個別的な問題や役割、課題等を一つ一つ見つけていくことが非常に重要だと思っている。仙台保護観察所の綿引委員からも一人のスーパーマンが求められているわけではないとの話があったが、今後は支援の仲間を増やしていくことが重要だ。

大学でも、保護司の講演や施設見学を実施するなど、学生が非常に感心を持っている分野であり、重要な活動だと思っている。そういった意味で、矯正展は非常に良い考えだと思っている。11月に刑務所で矯正展が開催されるが、たまたま行った人が参加できるイベントは、関係者ではない方にも支援の輪が広がるという意味で重要だと思う。仲間を増やして、ネットワークの輪を広げていくのは県だからできることだと思っており、こうした取組を引き続きお願いしたい。また、フィードバックが非常に重要だと感じた。刑務所作業製品が非常に良いという話も本人に伝えたらとてもいいことだと思うし、支援者に対しても丁寧なフィードバックが必要だと感じた。表彰や税制の話など、できることできないことがあると思う。ただ、こういったことがあれば協力しやすいなどの提案をいただき、一つ一つできることできないことを積み重ねていくことで、理解が広がると考えている。引き続きよろしく願います。

【半澤会長】

ありがとうございました。次に宮腰副会長にお願いしたい。

【宮腰副会長】

会議を重ねて、多くの機関の皆様から御意見や取組を紹介いただき、私自身も大変勉強になった。改めて感謝申し上げる。基本方針にも盛り込んであるが、御本人が主体となって、その意思を尊重して立ち直っていけるように、本計画が活用されることを願っている。また、計画を実のあるものにするために、特別に更生支援、再犯防止に知識や熱意を持つ方々に限らず、広く県民の皆様の理解と協力が不可欠だと考えている。今後はそのための取組も重要だと思うし、私自身も一人の県民として、自分事としてどういう姿勢やまなざしを持って、罪を犯した方々をお帰りなさいと地域に迎えられるのか自分に問い直していきたいと思う。どうもありがとうございます。

【半澤会長】

第二次宮城県再犯防止推進計画の原案を立案した県の担当部署に感謝する。また、関係機関から日頃より熱心なお取り組みをいただいている実情を伺い、大変充実した会議であった。

第二次宮城県再犯防止推進計画について、国レベルから県レベル、さらには市町村のレベルまで施策を下ろしていくことで、地域住民一人一人が犯罪者の矯正、更生保護に対する理解と関心を深め、地域住民の立場で関わっていただくことが一番望ましい。

仙台矯正管区から刑務所作業製品の紹介をいただき、キャピック製品を愛用している方々の御発言をいただいた。私も大学の授業の中で、キャピック製品や矯正展の紹介をしている。学生に関心持ってもらうために勧めているが、授業の感想の中では必ず自分の親がキャピック製品を愛用しているといった意見があがる。私自身も名刺入れや革靴を愛用しているが、製品の確かさや刑務所の処遇に関する関心を深める意味でも、今後は県からも広く県民に対する理解と活動への関与を求める動きを実施していただきたい。

また、本計画の実動状況から、様々な不具合やうまく回っていない部分が見えてきたことも事実かと思う。宮城県再犯防止推進ネットワーク会議の下部組織として、ワーキンググループ等の設置を検討いただきたい。円滑な支援に向けての検討を重ねていただければ幸いである。

以上で議事進行を終了する。円滑な議事の進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。それでは進行を事務局へお返しする。

(4) その他

【進行：羽柴班長】

その他として、懇話会全体を通じた意見等を求めたところ佐々木委員より発言があった。

【佐々木委員】

補足したいことがある。我々は生活保護受給者や再犯者など一人暮らしの方をたくさん預かっている。その中で多くの死の現場に立ち会ってきたが、問題となっているのは残置物の処理。諸事情で身内がいるにも関わらず、遺体の引き取りにすら来ない方がたくさんいる。特に再犯者は、ほとんどが縁を切られている。自ら命を絶たれる方、生活に困って孤独死をされた方、あるいは病気で亡くなる方など、そのような現場を数多く見てきた。仕方なく我々が利害関係者として自治体から埋葬許可をもらって茶毘に付し、無縁仏として預かってもらう。残された残置物も今現在の法律では処分できず、再犯者や生活保護受給者も含めて、受入する時に見回りや連絡、コンタクトを密にする体制も確立されていない。制度の狭間で欠落しているものがいっぱいある。受け入れたのに、この尊い命を救ってあげられなかったという気持ちに苛まれている。

支援体制を確立して守っていかなければ、この先どうなのかなと思って心配している。

【相原課長】

追加の御意見ありがとうございました。我々の部署では生活保護も所管をしており、ケースワーカーが同じような現場に立ち会い、民生委員に火葬、埋葬を依頼した事例がある。また、

行旅死亡人を市町村が無縁仏として埋葬するという事例もあった。

国でも孤独・孤立対策推進法の施行や、残置物の処理も含めて検討を始めたところである。孤独死等を完全になくすことは難しく、それを減らすための取組に国も着手している。

我々の課では社会福祉全般を所管しているが、地縁の薄さが大きくなっていると感じる。近所の方が見守りに来るようなことが、時を追うごとに少なくなってきており、地域全体での見守り体制の強化にも取り組まなければならない。

一義的な支援は市町村になるため、助言等を通じて体制強化に努めている。すぐに効果が出るものではないが、取組を進めている途中であり御理解、御協力をお願いしたい。

【進行：羽柴班長】

計画成案までの流れとして、委員から挙げた意見等を含まえ「最終案」を作成し、3月の宮城県議会環境福祉委員会に報告、3月末までに計画策定を完了させる旨の説明がなされた。また、次年度以降は、宮城県再犯防止推進ネットワーク会議にて計画の進行管理を行っていく予定。

(5) 閉会